

# 資源ごみ③

プラスチック製容器包装  
(ペットボトル(リサイクルマークのもの)を除く)

無料

週1回収集

## 1. プラスチック製容器包装とは・・・

商品に用いられるプラスチック製の「容器」や「包装」で、商品が使われたり、商品と分離された場合に不要となるものをいいます。

## 2. 「プラスチック製容器包装」のおもな例

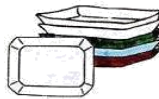
### ■ポリ(ビニール)袋・ラップ類

○レジ袋、野菜・お菓子の袋、カップ麺・タバコの外装フィルム、ポケットティッシュの個袋など



### ■トレー類(発泡トレイを含む)

○肉類・くだもの・さしみのトレー(受け皿)など



### ■パック、カップ類

○たまご・とうふのパック、プリン・ヨーグルトのカップ、カップ麺・コンビニ弁当の容器など



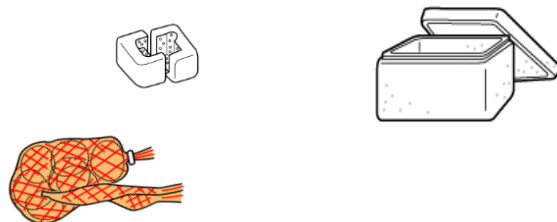
### ■発泡スチロール類

○もも・リンゴなどを包んだネット状の発泡スチロール、電気製品の梱包用発泡スチロールなど



### ■ネット類

○みかん・たまねぎなどが入っていたネットなど



### ■その他のプラスチック製容器包装類

○シャンプー・台所用洗剤のボトル、目薬・うがい薬の容器、マヨネーズのチューブなど

○ペットボトル・ドレッシングのふた・ラベル、詰替用洗剤の袋など

○中身が商品(の一部)であるもの(雨用の新聞袋、飲料パックのストローの袋、弁当のはしの袋など)



このマークが目印  
カップ 具の袋  
外装フィルム

透明なものや小さいものなど表示できないものは  
本体やラベルなどにまとめて表示されています



(注意)  マークがついているボトルは「ペットボトル」として出してください。

### 3. 「ペットボトルを除くプラスチック製容器包装」の出し方

■市販の透明又は半透明のごみ袋(45ℓまでの大きさ)にまとめて入れて出してください(レジ袋での代用は可能です)。

※町から配付していた可燃ごみ袋(水色)が残っている場合は、使用していただけます。



町指定可燃ごみ袋



市販の透明又は半透明のごみ袋



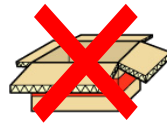
町が配付していたごみ袋



他市町村のごみ袋



中身の見えないごみ袋



ダンボール等の箱



町指定粗大等ごみ袋

### 4. 出し方の注意点

■他のものは絶対に混ぜないでください。

■容器などの汚れは取り除き、水洗いしてから出してください。

■ごみ袋の口は結んで出してください。

■プラスチック製品でプラスチック製容器包装に出せないものは、次のとおりです。

異物が混ざっていたり、汚れたプラスチック製容器包装が入っていると、適正なリサイクルができません！



区 分	プラスチック製品	出し方
・容器包装ではないもの (商品そのもの) 	・歯ブラシ・ストロー・スプーン・フォーク ・小型おもちゃ ・CD・DVD ・ビデオテープ・カセットテープ ・コップ・ハンガー・弁当箱 など	「可燃ごみ」として出してください。
	・大型おもちゃ ・ポリバケツ・ポリタンク ・クーラーボックス・ヘルメット など	「粗大ごみ」として出してください。
・分離しても不要にならないもの 	・ビデオテープ・カセットテープのケース ・CD・DVDのケース ・めがね・ラケットのケース など	「可燃ごみ」として出してください。
・中身が商品(の一部)でないもの 	・クリーニングのビニール袋 ・景品・賞品・試供品(表示等により明確に通常の商品と分けられるもの)を入れて いる、又は包んでいる「容器」又は「包装」 ・手紙やダイレクトメールを入れた封筒 など	「可燃ごみ」として出してください。
・中に異物が付着して洗えないものや、洗っても汚れが取れないもの		「可燃ごみ」として出してください。
・「プラスチック製容器包装」であっても、別の区分で収集するもの 	・ペットボトル類 マークがあるPET (ポリエチレンテレフタレート)製のボトル	「資源ごみ②」として出してください。